

●香川県告示第151号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和3年3月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 実施の目的

結核の発生予防のため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 令和2年12月1日時点で輸入から1年以上経過している輸入牛（ただし、種付けの用、又は搾乳の用に供するものに限る。また、種畜検査対象となった牛を除く。）
- (2) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (3) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (4) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (5) 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛
- (6) その他知事が検査を必要と認める牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 検査の方法

ツベルクリン皮内反応法による検査及び臨床検査